

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	この改正に賛成する。	<p>本改正の施行日については、関係者における準備期間及び利用者に対する周知期間も勘案して、平成25年1月1日としております。</p>
2	このような規制緩和はとても意味のあることと思う。	
3	今般の改正を是非実現してほしい。	
4	<p>この法令が制定されたときと現在とでは、証券取引を取り巻く状況は様変わりしているはずであり、変化に即し、必要な規制も変わるのが道理だと思う。</p> <p>この改正ができるだけ早く実現されることを希望する。</p>	
5	早急に実施してほしい。	
6	<p>本改正の対応には、証券会社各社で大幅なシステム改修及びそれに伴うシステムテストが発生することが想定され、かつ、その開発規模は各社間で相当の差が発生すると思われる。そのため対応可能スケジュールも各社によって異なってくることが確実と思われる。</p> <p>取引を行う証券会社ごとに対応が違う状況が発生することは、投資家にとって不利益が生じる可能性が高くなる。</p> <p>各社のシステム開発規模、対応可能なスケジュールを確認し十分な準備期間をとった上で実施すべきであり、開始日の決定は慎重に判断する必要があると考える。</p>	
7	<p>この内容で内閣府令が改正された場合、特に資金量が豊富な投資家の過大な売買を引き起こし、相場操縦が引き起こされる可能性が高くなる。このような無限的な売買現象が頻繁に起きようになると、一般の投資家が市場から離れる可能性があるから、この内閣府令の改正は、反対です。</p> <p>また、規制緩和がされて、無限に売買ができるようになると、博打のように、歯止めが利かず、小資金の個人投資家が株の売買にのめり込み、破産者が多数出て、社会問題になる可能性もあると思う。</p>	<p>本改正は、信用取引に係る保証金の算定基準時の合理化を図るものであり、金融商品取引業者の顧客に対する債権の担保、過当投機の抑制、十分な資力を有しない者の取引への参加の防止といった信用取引に係る保証金制度の趣旨を変えるものではありません。</p> <p>なお、信用取引については、法令上の規制に加え、金融商品取引所等においても、信用取引の規制に係るガイドライン等に基づき、信用取引の過度な利用及び市況の過熱化を抑制することとされております。金融商品取引所等においては、本改正に併せて、当該ガイドライン等の見直しを行い、委託保証金率の引上げ幅を拡</p>
8	この改正案は反対です。	

	<p>規制があるから、安心して取引ができると思う。売りと買いが無制限にできるようになると、アルゴリズム売買の暴走や誤発注の多発もまねきかねない。証券会社は、手数料と利息がほしいから、賛成するでしょうが、目先の売買高を増やすために、過剰な売買を誘導すると、FXのように後から規制が必要になります。現在の状態でなんら問題もないし、資金の範囲内で売買すれば、安心です。相場形成にもよくないと思う。</p>	<p>大する等、信用取引の規制措置の内容を強化することとしております。</p>
9	<p>本件の概要では「保証金の算定基準時の合理化」を図るとしているが、現行規則の根拠が有るはずである。</p> <p>債権債務を担保するのが保証金であるが、本改正案でこの取扱いが変更となることは、債権債務と保証金の考え方が変わることを意味する。</p> <p>したがって、単に合理化を図るというよりも、現行の規則と保証金の理論的な取扱いが大きく変わるので、しっかりした改正の理論的な根拠（裏付け）を明らかにするべきである。</p>	<p>本改正は、金融商品取引業者の顧客に対する債権の担保、過当投機の抑制、十分な資力を有しない者の取引への参加の防止といった信用取引に係る保証金制度の趣旨を変えるものではなく、決済時点まで保証金を拘束する必要性がないと考えられるもの等について、合理的な範囲において、見直しを行うこととしたものです。</p>
10	<p>行政府は、一般投資家及び経済社会・民間事業者並びに市場構成者の全体に資するような王道を行く活性化策に傾注して取り組むべきである。</p> <p>行政府の施策は、どこに向かって、なにを目標に推進するかという軸をしっかりと頂きたい。</p>	<p>本改正は、市場の利便性向上に資するものと考えられます。</p>
11	<p>改正案では、「金融商品取引業者は……引き出させることができる。」（第7条第1項、第2項、第5項及び第6項）、「金融商品取引業者は……充当することができる。」（同条第3項及び第7項）という記載になっているところ、当該規定は、顧客が金融商品取引業者に対してそのような行為をするよう請求する権利を持つことを定めるものではなく、金融商品取引業者の判断で当該行為をすることもできるという趣旨の規定であることを確認したい。</p> <p>また、金融商品取引業者においては、その決定により、例えば第7条第3項のみを適用し、充当することができるようにするが、同条第1</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

	項の引出しについては適用しないというような選択も可能であることを確認したい。	
12	改正案において、約定時点で保証金の引出し又は新たな信用取引に係る保証金として利用ができるということの意味は、決済日未到来のまま約定日以降に引出し又は利用ができるという意味(信用取引の決済日を約定日と同日にすることを求めるものではない)と理解してよいか。	御理解のとおりです。
13	改正案に規定する「反対売買」には、先物の買いに対してプットオプションを買う場合及び先物の売りに対してコールオプションを買う場合が含まれると解するべきだと思う。	本改正は、御意見にある「先物の買い」や「先物の売り」といったデリバティブ取引に関するものではありません。
14	概要には“約定時点”と記載されているが、条文には時点を表す言葉の記載がない。いつの時点か、条文では明らかになっていない。	第7条第1項第2号において「反対売買を行った」ものを除くと規定しています。
15	改正案第7条第1項第2号の「交付を受けたものを除く。」は、「交付を受けるものを除く。」ではないか。	御指摘の規定は、信用取引について反対売買以外の方法(現引き・現渡し)による決済を行う場合には、金融商品取引業者が顧客から当該決済に必要な金銭又は有価証券の「交付を受けた」時点において、当該信用取引に係る保証金の引出し等を可能とすることとしているものです。
16	信用取引で新規約定(建玉)をした同一日に返済約定をした場合で、かつ、他の信用取引を行っていないときの保証金の取扱いが、改正案の条文からは読み取れないので、このようなケースの保証金の取扱いについて解るように条文に記載すべきである。	御意見のケースにおいては、金融商品取引業者は、信用取引(新規約定)を行った日から起算して3日以内に、顧客から当該信用取引に係る保証金の預託を受けなければならないこととされており(第4条)、当該保証金の預託を受けた時以後において、第7条の規定に基づき、当該保証金の引出し等が可能となります。
17	改正案第7条第2項第2号の括弧書に「その預託後においてイに掲げる額がロに掲げる額以上となる場合に限る」と規定されているが、この計算方法だと当該決済をする未決済勘定に係る信用取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券の決済に必要な金銭又は有価証券を保証金から引き出して決済する場合、結果的には「その預託後においてイに掲げる額がロに掲げる額以上」となるとしても、保証金からの引出しが不当引出しになることもあると考える。	改正後の第7条第2項第2号及び第6項第2号は、それぞれ改正前の第7条第1項第4号及び第9号と同趣旨の規定であることから、御意見のような修正を行う必要はないと考えられます。

	改正前の規定（現行第7条第1項第4号）のような内容に修正する必要があるのではないか。また、改正案第7条第6項第2号においても同様の状況であると考える。	
18	改正案第8条第4項に規定されている「反対売買による利益額」について、当該利益額は、反対売買を行った時点では、借入有価証券に対する品借料等が確定していないため正確な「反対売買による利益額」を計算することができないが、反対売買を行った当日に当該利益額に相当する額を保証金に加えて計算する場合、どのように計算をすればよいか。	「反対売買による利益額」（第8条第4項）には借入有価証券に対する品借料等といった信用取引について顧客の負担すべきものの額は含まれず、当該品借料等の額については、同条第1項第1号の規定に基づいて計算する必要があるものと考えられます。
19	改正案第8条第4項の「反対売買による利益額が生じた場合において、当該利益額に相当する金銭を当該反対売買による未決済勘定の決済の時に顧客から信用取引に係る保証金として預託を受けることとしているとき」には、預託を受ける（顧客が預託する）額は、当該利益額の「全部」を預託する必要があるのか、「一部」を預託することにより保証金の総額が通常最低限度額を上回る場合は「一部」を預託することもできるのか。	御質問の場合において、金融商品取引業者が預託を受ける額は、必ずしも、反対売買による利益額の全部である必要はないものと考えられます。
20	改正案第8条第5項において、「第7条第1項第1号、第2項第1号イ及び第2号イ」を除いて規定している理由としては、反対売買による利益の取扱いは、「新たに行う信用取引に係る保証金として充当すること（第7条第3項）」は可能であるが、「未決済勘定の一部の決済をするための引出し（第7条第2項第1号）」等は不可能であるという考え方でよいか。言い換えると、充当は、金銭の払出しを伴わないが、引出しは、金銭の払出しを伴うことから、あくまでも反対売買による利益が現実のものとなる決済時点を経過してから可能になるといった考え方でよいか。 なお、このような理解でよい場合には、改正案第8条第4項において、わざわざ「第7条第1項第1号、第2項第1号イ及び第2号イ」を規定しているのはなぜか。	反対売買による利益の取扱いについては、御理解のとおりです。 第8条第4項において「第7条第1項第1号、第2項第1号イ及び第2号イ」を規定しているのは、現に受け入れている保証金についての第7条第1項及び第2項の規定による引出可能額の計算上、反対売買による利益を加算することを可能としているものです。
21	金融商品取引法第43条の2第2項において、顧客から預託を受けた金銭又は顧客の計算に	御理解のとおりと考えられます。

	<p>属する金銭については分別管理すべきとなっているが、改正案第8条第5項のみなし保証金については分別管理の対象外となるとの認識でよいか。</p> <p>上記認識に相違がない場合、金融商品取引業等に関する内閣府令第139条の顧客分別金から控除できる金額は、改正案第8条第1項各号に掲げる額となり、当該金額にはのみなし保証金により取引された金額も含まれることとなるが、この取扱いでよいか。</p>	
22	<p>信用余力に関して、米国では約4倍と日本の約3倍よりも高くなっている。この信用余力幅の拡大も、今後十分に検討されるべき課題と考える。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p>
23	<p>現在、個人が買い付けた株式などは保証金の代用有価証券として扱われているが、本改正後はリアルタイムで値洗い可能となるため、その代用有価証券(=担保)を、信用取引の保証金及び他の金融商品(先物取引、FX取引、CFD取引等)の証拠金と有効にかつリアルタイムで利用できるようにしてほしい。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p>
24	<p>今後は、現物取引においても差金決済を可能とする改正を視野に入れてほしい。</p>	<p>保証金制度の適用を受けない現物取引については、差金決済を可能とすることは適当でないと考えられます。</p>
25	<p>信用取引の規制緩和に並行して、現物取引における同日中、同一資金で同じ銘柄を複数回売買することを禁じた規制を撤廃すべきである。</p>	